

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【公開番号】特開2015-178346(P2015-178346A)

【公開日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【年通号数】公開・登録公報2015-063

【出願番号】特願2014-57353(P2014-57353)

【国際特許分類】

B 6 0 H	3/06	(2006.01)
E 0 2 F	9/16	(2006.01)
B 0 3 C	3/47	(2006.01)
B 0 3 C	3/28	(2006.01)
B 0 3 C	3/155	(2006.01)

【F I】

B 6 0 H	3/06	A
E 0 2 F	9/16	C
B 6 0 H	3/06	6 1 1 Z
B 6 0 H	3/06	6 3 1
B 0 3 C	3/47	
B 0 3 C	3/28	
B 0 3 C	3/155	A

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月11日(2015.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

図5は本発明の除塵装置の他の実施の形態を示す端面図であり、このスクリーン19Xは、第1のスクリーン素材19a, 19aの間に第2のスクリーン素材19bを接触可能に設けたものである。本実施の形態においても、第1のスクリーン素材19aと第2のスクリーン素材19bとの接触により2枚のスクリーン素材19a, 19aが帯電するのみならず、第1のスクリーン素材19aとスリット21aに設けた摩擦部材22aが摩擦することにより、2枚のスクリーン素材19aが帯電する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図8は後方の吹き出し口11に設置する除塵装置の構成を示すものである。42はPM2.5や花粉等の微粒子を除去するためのフィルタである。45は、フィルタ42を取付けるため、吹き出し口11のスリット状の開口部46a, 46b, 46cを囲むように設けたベースフレームである。43はフィルタ42を取付けるための取付け板であり、吹き出し口11の開口部46a, 46b, 46cにそれぞれ対応する開口部43a, 43b, 43cを有するものである。このフィルタ42は、開口部46a, 46b, 46cを覆うようにしてベースフレーム45内にセットし、フィルタ42上に取付け板43を重ねて開

口部46a, 46b, 46cと取付け板43との間でフィルタ42を挟持し、ベースフレーム45に螺合するねじ44により取付け板43をベースフレーム45に固定することにより、フィルタ42を交換可能に取付ける。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

図9は前方の吹き出し口12を示しており、この吹き出し口12にPM2.5や花粉等の微粒子を除去するための袋状のフィルタ48を被せ、バンド49により固定したものである。このフィルタ48もバンド49の着脱によって容易に交換可能である。また、空調装置の吹き出し口にフィルタ42, 48を設ければ、空調装置10の内部に微粒子を除去するフィルタを設ける場合に比較して、空調装置の動力源が担う負担が小さくなり、燃費の削減が可能となる。